

e-Gov を利用した国手数料電子納付マニュアル (医薬品医療機器等申請手数料・登録免許税)

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課

医療機器審査管理課

本マニュアルは、医薬品・医療機器等の申請等に係る国手数料・登録免許税について、e-Gov 電子申請サービスを利用して電子納付を行い、その後独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という）に申請等を行うまでの一連の手続をまとめたものです。

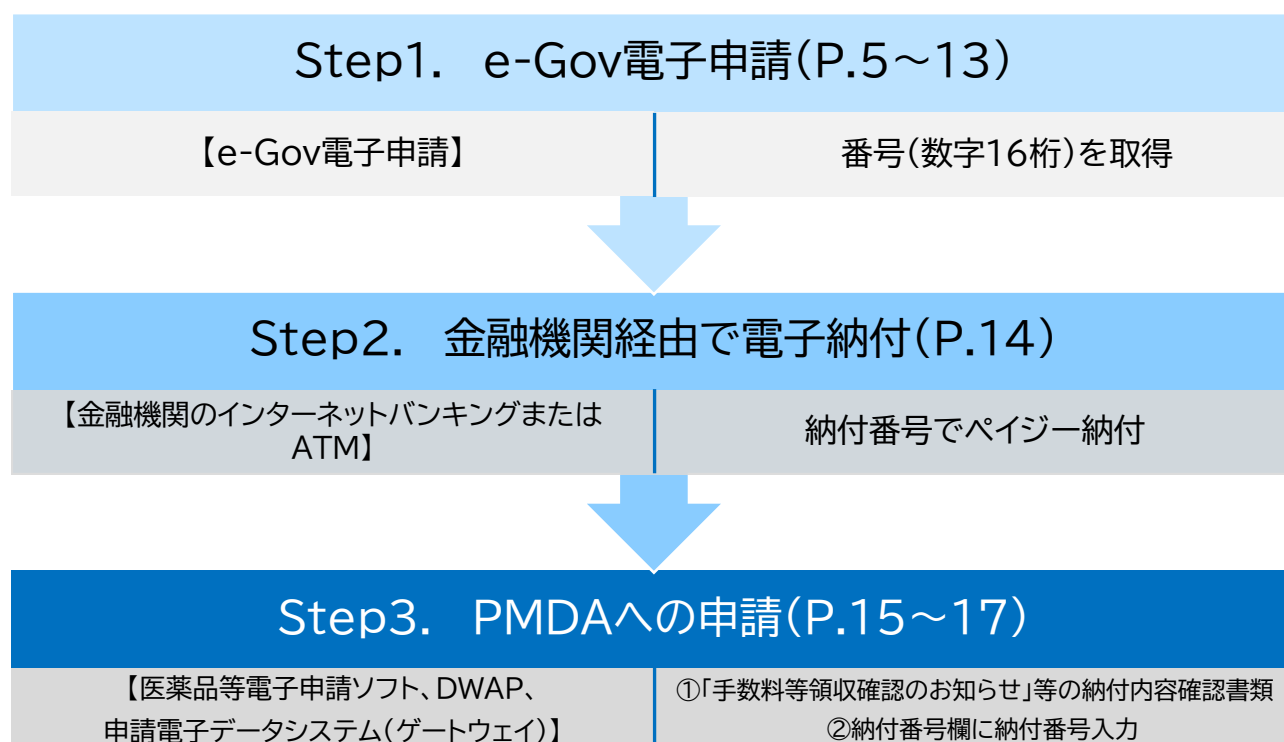
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成 17 年政令第 91 号）及び登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）に基づく国手数料・登録免許税の電子納付に当たっては、原則、「e-Gov 電子申請サービス」を利用したお手続きをお願いいたします。Pay-easy（ペイジー：税金・各種料金払込みサービス）に対応した金融機関をご利用いただけます。

対象となる手数料・登録免許税については「別紙：電子納付対象手数料・登録免許税一覧」をご参照ください。

なお、**都道府県知事・地方厚生局長・PMDA 理事長**宛に納付する手数料・登録免許税は、本マニュアルの手続き対象外です。

※これらは e-Gov 電子納付の対象外となるため、別途定められた方法で納付してください。

電子納付手続の流れ



目次

Step1. e-Gov 電子申請での手続き	5
(1)e-Gov 電子申請にログイン	5
(2)手続検索	7
(3)申請書入力へ.....	9
(4)申請書入力:「基本情報」、「企業名」入力	10
(5)申請内容確認:振込者氏名入力	12
(6)提出完了:電子納付へ	13
Step2. 電子納付の手続き	14
(a)インターネットバンキングで電子納付する場合	14
(b)ATM で電子納付する場合.....	14
Step3. PMDA への申請.....	15
(1)手数料等領収確認のお知らせ等の納付内容が確認できる書類	15
(2)納付番号欄の入力	16
(ア)医薬品等電子申請ソフトの場合	16
(イ)医療機器 WEB 申請プラットフォーム(DWAP)の場合.....	17
☒ 手続完了チェックリスト	18
よくある質問	18
(1) e-Gov 電子申請の使い方が分からない	18
(2) e-Gov 電子納付ができる金融機関が事前に確認したい	19
(3) ペイジー以外は利用できないのか	19
(4) 領収証書は発行されるか	19
(5) e-Gov 電子申請完了から電子納付できる期限はどれくらいか	19
(6) PMDA への申請方法を問わず電子納付可能か	20
(7) PMDA への申請時に添付する資料の提出方法に指定はあるか	20
(8) 納付完了から PMDA へ申請できる期限はどれくらいか.....	20
(9) 都道府県・PMDA 宛手数料の納付番号を申請書に記載できるか	20
(10) 同額の手数料・登録免許税であれば、別の手続の申請に納付番号を使用できるか.....	21
(11) 誤って e-Gov 電子申請・納付した場合はどうなるか.....	21
(12) 複数品目・複数申請をまとめて納付できるか	22
改訂履歴.....	23

本マニュアルは、医薬品・医療機器等の申請等に係る国手数料・登録免許税に必要な手順に限定して説明しており、画面表示や操作方法等の詳細については適宜変更される場合があります。

そのため、実際の画面表示が本マニュアルの記載と異なる場合がありますので、最新の情報については実際の画面表示及び e-Gov の情報を適宜ご確認ください。

本マニュアルの内容等について、ご不明な点がございましたら、照会先にご連絡ください。

なお、e-Gov 電子申請の使用方法等に関するご不明点は、次ページのヘルプやお問い合わせをご参照ください。

【照会先】

<医薬品、医薬部外品、化粧品>

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課 許可管理係
E-mail: kyoka-yakushin●mhlw.go.jp

<医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品>

厚生労働省医薬局医療機器審査管理課 許可係
E-mail: kikika-kyoka●mhlw.go.jp

(※)送信の際は、「●」を半角のアットマークに置き換えてください。

Step1. e-Gov 電子申請での手続き

Step1では、e-Gov 電子申請サービスを利用して申請を行い、電子納付に必要な「納付番号(数字 16桁)」を取得します。

(1)e-Gov 電子申請にログイン

e-Gov 電子申請 <https://shinsei.e-gov.go.jp/>

<e-Gov 電子申請を初めてご利用される方>

最初に利用準備として「e-Gov アカウントの登録」及び「e-Gov 電子申請アプリケーションのインストール」が必要になります。

e-Gov を初めてお使いの方へのご案内もありますので、e-Gov 電子申請トップから「利用準備」へアクセスし、利用準備をお願いいたします

<https://shinsei.e-gov.go.jp/>

e-Gov 電子申請の使用方法是、e-Gov 電子申請のヘルプやお問い合わせをご確認ください。

本手続きにおいては、e-Gov 電子申請利用時に「電子署名」及び「電子署名用証明書」の設定は不要です。

➤ e-Gov 電子申請ヘルプ

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help>

➤ e-Gov 電子申請お問い合わせ

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/contact>

➤ e-Gov 電子納付について

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/payment/about-payment>

➤ e-Gov 電子納付ヘルプ

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/payment/help/>

※金融機関の種別

金融機関により利用できる納付方法に違いがある場合があります。また、国庫金のお取り扱いができない金融機関もあります。なお、ご利用可能な金融機関であっても、インターネットバンキングなど利用可能な納付方法、利用時間帯、支払い可能金額の上限には各金融機関ごとに制約があります。あらかじめ金融機関にご確認の上、ご利用ください。

※領収書について

電子納付を利用されたお支払いについては、法令の定めにより領収証書は発行されません。

e-Gov アカウント、G ビズ ID、または他認証サービスでログインします。

 e-Govアカウントログイン



e-Govアカウントログイン

メールアドレス

パスワード



パスワードを忘れた方



ログイン

e-Govアカウント登録ページへ



または以下のアカウントでログイン

 GビズIDでログイン

 Microsoftでログイン

(2) 手続検索

e-Gov にログインしたら、「手続検索」をクリックし、該当する手続を検索します。

■ 手続名称から検索する場合

「手続名称から探す」に別紙の手続名称を入力し「検索」をクリックします。

手続検索

e-Govの電子申請対象手続

e-Govで受付可能な手続が検索できます。

👤 状況から探す

事業（所）の新規適用	▼	被保険者の資格取得・転勤	▼
事業（所）の所在地又は名称等の変更	▼	被保険者の資格喪失	▼
事業主の代理人の選任又は解任	▼	事業所の廃止	▼
被保険者の氏名変更	▼	退職に関する手続（定年退職後も自社で再雇用する場合）	▼
		退職に関する手続（定年退職後はもう雇用しないという場合）	▼

🔍 手続名称から探す

📁 手続分野分類から探す

刑事警察	生活安全警察	交通警察	警備警察
サイバー警察	警察その他	宗務行政	汎用電子申請
STテスト	行政機関個人情報保護	健康・医療	雇用・労働
社会保障	情報公開	年金	福祉・介護
厚生労働	社会保険審査請求	安全・安心	エネルギー・環境
対外経済	中小企業	ものづくり	産業保安・安全
イノベーション	国土交通	観光	気象
環境	対外取引	私学共済	電気通信行政
消防・救急	安全保障		

🏢 所管行政機関から探す

人事院	内閣府	宮内庁	公正取引委員会
国家公安委員会・警察庁	横浜市道路局管理課	勤労者退職金共済機構	個人情報保護委員会
カジノ管理委員会	金融庁	消費者庁	こども家庭庁

■ 手続分野分類から検索する場合

「手続分野分類から探す」から「健康・医療」をクリックします。

手続検索

e-Govの電子申請対象手続

e-Govで受付可能な手続が検索できます。

👤 状況から探す

事業（所）の新規適用	▼	被保険者の資格取得・転勤	▼
事業（所）の所在地又は名称等の変更	▼	被保険者の資格喪失	▼
事業主の代理人の選任又は解任	▼	事業所の廃止	▼
被保険者の氏名変更	▼	退職に関する手続（定年退職後も自社で再雇用する場合）	▼
		退職に関する手続（定年退職後はもう雇用しないという場合）	▼

🔍 手続名称から探す

📁 手続分野分類から探す

刑事警察	生活安全警察	交通警察	警備警察
サイバー警察	警察その他	宗務行政	汎用電子申請
STテスト	行政機関個人情報保護	健康・医療	雇用・労働
社会保障	情報公開	年金	福祉・介護
厚生労働	社会保険審査請求	安全・安心	エネルギー・環境
対外経済	中小企業	ものづくり	産業保安・安全
イノベーション	国土交通	観光	気象
環境	対外取引	私学共済	電気通信行政
消防・救急	安全保障		

🏢 所管行政機関から探す

人事院	内閣府	宮内庁	公正取引委員会
国家公安委員会・警察庁	横浜市道路局管理課	勤労者退職金共済機構	個人情報保護委員会
カジノ管理委員会	金融庁	消費者庁	こども家庭庁

手続検索結果一覧の検索条件のうち中分類は「医薬品・医療機器」、小分類は行いたい手続き（「医薬品等」または「医療機器」）を選択し「検索」をクリックします。

《e-Gov 電子申請検索手続分野分類》

医薬品・医薬部外品・化粧品:大分類【健康・医療】>中分類【医薬品・医療機器】>小分類【医薬品等】
医療機器・体外診断用医薬品・再生医療等製品:大分類【健康・医療】>中分類【医薬品・医療機器】>小分類【医療機器】

手続検索結果一覧

検索条件

手続名称

所管行政機関

☐ 電子署名必要
☐ 電子署名不要

手続分野分類

大分類

中分類

小分類

(画面は小分類で「医薬品等」を選択した場合の例)

(3)申請書入力へ

該当する手続きの「申請書入力へ」をクリックします。

手続検索結果一覧

検索条件

手続名称

所管行政機関

☐ 電子署名必要
☐ 電子署名不要

手続分野分類

大分類

中分類

小分類

7件 << < 1 / 1 > >> 表示件数 20

医薬品・医療機器等の申請に係る登録免許税/ 医薬品外国製造業者認定（実地）
医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品の申請・届出を行うために必要な登録免許税の電子納付の手続きが行えます。

医薬品・医療機器等の申請に係る国手数料/ 新医薬品製造販売承認（その1）（先の申請品目）+承認前検査料（動物試験対象）
医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品の申請・届出を行うために必要な国手数料の電子納付の手続きが行えます。

(画面は「医薬品・医療機器等の申請に係る国手数料/新医薬品製造販売承認(その1)(先の申請品目)+承認前検査料(動物試験対象)」を選択した場合の例)

(4)申請書入力:「基本情報」、「企業名」入力

「1. 基本情報」について修正が必要ない場合は、表示されている申請者情報、連絡先情報に間違いがないことを確認し、2. に進んでください。

「1. 基本情報」が未設定・変更が必要な場合は、各設定ボタンを押して情報を設定してください。

法人が本手続を行う場合、連絡先情報には法人の代表者に代わり、**e-Gov 申請事務を行うご担当の方**の連絡先を入力してください。

1. 基本情報
未設定・変更する場合には、それぞれ設定ボタンを押してください。

申請者情報

必須		
法人名	厚生0310株式会社	
申請者氏名	葉番 太郎	
住所	東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2	

連絡先情報

必須		
法人名	厚生0310株式会社	
連絡先氏名	葉番 太郎	
住所	東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2	

参考:e-Gov 電子申請>ヘルプ>ご利用ガイド>電子申請する

➤ 申請者情報を設定する

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/procedure/applicant-setting.html>

➤ 連絡先情報を設定する

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/procedure/contact-setting.html>

「2.」の手續名、手数料区分、種別、手数料コード、収納金額、行政手数料等があることを確認し、「企業名」に申請企業名(※)を入力し、「内容を確認」をクリックします。

※ Step3.PMDA への申請と同じ申請者名(法人の場合は申請企業名)を原則記載してください。

e-Gov の申請を代行者が行う場合でも、「企業名」欄には実際に PMDA に申請する申請者企業名を記載してください。

ただし、企業名に JIS 第 3 水準漢字又は JIS 第 4 水準漢字(いわゆる外字)が含まれる場合は、**外字をひらがな又はカタカナへ置換**して入力してください。

(参考)入力可能な文字について

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/notes/letters.html>

※ 外国製造業者等について申請する場合は、1. の基本情報は日本の代行者・連絡先を入力し、2. の「企業名」に外国製造業者等の**実際の申請企業名**を記載してください。

2. 医薬品・医療機器等の申請に係る国手数料/ 新医薬品製造販売承認(その1)(先の申請品目)+承認前検査料(動物試験対象)/新医薬品製造販売承認(その1)(先の申請品目)+承認前検査料(動物試験対象)

申請・届出に関する事項を入力してください。

複数の様式を提出する場合は、左の様式一覧から様式を切り替えてください。

申請する様式一覧

任意

新医薬品製造販売承認(その1)(先の申請品目)+承認前検査料(動物試験対象)

プレビュー

新医薬品製造販売承認(その1)(先の申請品目)+承認前検査料(動物試験対象)

手續名	新医薬品製造販売承認
手数料区分	その1 先の申請品目+承認前検査料 動物試験対象
種別	国手数料
必須 企業名	厚生0310株式会社
手数料コード	GAF
収納金額	1,776,900円

行政手数料等

本手続では、行政手数料等が必要です。

必須 行政手数料等

1776900円

キャンセル

申請データを保存

一時保存して中断

内容を確認

(5)申請内容確認:振込者氏名入力

申請内容があることを確認し、「行政手数料等」の「振込者氏名」に振込者名を全角カタカナで入力し、「提出」ボタンをクリックします。

法人の場合は法人名を全角カタカナで入力してください。

(申請内容を出力したい場合は、「提出」ボタンクリック前に、「申請内容を出力(PDF)」をクリックしてファイルを出力します)

行政手数料等

本手続では、行政手数料等が必要です。

納付方法を以下から選択してください。

☒ 電子納付

必須 振込者氏名

コウセイゼロサンイチゼロカブシキガイシャ

全角カタカナで入力してください。

行政手数料等

1776900 円

修正

申請内容を出力(PDF)

提出

(「申請内容を出力(PDF)」をクリックした場合の PDF ファイル例)

医薬品・医療機器等の申請に係る国手数料もしくは登録免許税 納付明細書

手続名 新医薬品製造販売承認

企業名 厚生0310株式会社

手数料コード GAF

手数料区分 その1 先の申請品目+承認前検査料 動物試験対象

国手数料

収納金額 1,776,900円

(6)提出完了:電子納付へ

提出完了画面が表示されたら、納付番号が付与されます。

インターネットバンキングまたは ATM で電子納付手続きをお願いいたします。

- ・ インターネットバンキング⇒「[Step2. \(a\)インターネットバンキングで電子納付する場合](#)」へ
各金融機関のインターネットバンキングから電子納付を行う場合には「電子納付」ボタンをクリックしてください。各金融機関のインターネットバンキング検索画面に遷移しますので、各金融機関のインターネットバンキング検索画面から納付番号を利用して納付を行ってください。
- ・ ATM⇒「[Step2. \(b\)ATM で電子納付する場合](#)」へ
各金融機関の ATM から納付する場合には、ページに対応した ATM から納付番号を利用して納付を行ってください。

申請書入力	申請内容確認	提出完了
-------	--------	------

提出完了

提出後の審査状況等はマイページの「申請案件一覧」から確認できます。
本画面で「申請書控えダウンロード」を行わない場合、以降申請書控えをダウンロードすることはできませんので、ご注意ください。

申請情報		申請書控えダウンロード
到達番号	20260310140358859e	
到達日時	2026年3月10日 14時03分59秒	
法人名	厚生0310株式会社	
申請者氏名	業審 太郎	
手続名称	医薬品・医療機器等の申請に係る国手数料/ 新医薬品製造販売承認（その1）（先の申請品目）+承認前検査料（動物試験対象） ／新医薬品製造販売承認（その1）（先の申請品目）+承認前検査料（動物試験対象）	
到達結果	到達	
所管府省	厚生労働省	
申請様式	新医薬品製造販売承認（その1）（先の申請品目）+承認前検査料（動物試験対象）	

納付情報							
納付番号	確認番号	収納機関番号	手続名	納付期限	納付金額	納付状況	電子納付
2210310140359118	012345	00100	ジ-エ-エフ	2026年3月20日	1776900円	納付待ち	電子納付

マイページトップへ

（申請書控えをダウンロードしたい場合は、「申請書控えダウンロード」ボタンをクリックしてください。

本画面で「申請書控えダウンロード」を行わない場合、以降申請書控えをダウンロードすることはできませんので、ご注意ください。）

Step2. 電子納付の手続き

Step2は、Step1で取得した納付番号(16桁)を使用し、金融機関のインターネットバンキングまたはATM(ペイジー対応)から、国手数料・登録免許税の電子納付を行います。

手数料等の電子納付を行うには、(1)収納機関番号、(2)納付番号、(3)確認番号が必要になります。e-Gov 電子申請であれば、「提出完了」や「申請案件状況」の情報項目として表示されます。

電子納付が完了すると、後続の PMDA への申請に必要となる納付実績の確認が可能になります。なお、電子納付を利用した場合、領収証書は発行されません。

(a)インターネットバンキングで電子納付する場合

以下のリンク先ご利用ガイドも参考に、各金融機関のインターネットバンキング検索画面から納付番号を利用して納付を行ってください。

■e-Gov 電子納付>ヘルプ>ご利用ガイド>インターネットバンキングで電子納付する場合

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/payment/help/guide/netbanking.html>

※インターネットバンキングサービスの利用方法については、各金融機関にお問い合わせください。

[電子納付]ボタンをクリックしてから 30 分以内にインターネットバンキングへのログインを完了してください。30 分を過ぎると、手数料等のお支払い手続きを継続することができなくなります。30 分を過ぎてお支払い手続きが継続できない場合やお支払い手続き自体を中断した場合は、もう 1 度電子納付操作をやり直すか、各金融機関のインターネットバンキングサイトへ直接接続の上、お支払いください。

e-Gov の「電子納付」ボタンを利用しない場合でも、(1)収納機関番号、(2)納付番号、(3)確認番号が分かれば、金融機関のインターネットバンキングから直接電子納付できます。e-Gov 申請担当者と支払担当者が異なる場合は、収納機関番号・納付番号・確認番号を支払担当者へ共有してください。

(b)ATM で電子納付する場合

以下のリンク先ご利用ガイドも参考に、ペイジーに対応した ATM から納付番号を利用して納付を行ってください。

■e-Gov 電子納付>ヘルプ>ご利用ガイド>ATM で電子納付する場合

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/payment/help/guide/atm.html>

ATM でペイジーを利用できる金融機関の一覧はリンク先をご確認ください。

なお、コンビニエンスストアに設置されている ATM での利用はできませんのでご注意ください。

Step3. PMDA への申請

Step3では、電子納付完了後に e-Gov から通知される「手数料等領収確認のお知らせ」等の PDF ファイルを取得し、PMDA への申請時に必要書類として添付します。

あわせて、PMDA への申請に利用するシステム(医薬品等電子申請ソフト、DWAP 等)において、納付番号(16 桁)を所定の欄に入力することで、手数料等の納付状況を申請に反映させます。

納付後は期間を空けずに PMDA へ申請してください。

Step3の完了をもって、本マニュアルに基づく一連の手続きは完了となります。

(1)手数料等領収確認のお知らせ等の納付内容が確認できる書類

e-Gov 電子申請による電子納付手続きが終了し、領収確認が行われると、電子申請サービスより「[e-Gov]手数料等領収確認のお知らせ」のメールが e-Gov アカウント登録メールアドレスに通知されます。電子申請マイページの申請案件情報画面より、当該納付番号の納付状況が「納付済み」になっていることをご確認ください。なお、通常は速やかに通知されますが、e-Gov の状況等により通知まで時間を要する場合があります。

以下の①「[e-Gov]手数料等領収確認のお知らせ」のメールか②申請案件情報画面のどちらか1つを納付内容が確認できる書類として保存し、PMDA への申請時に添付してください。

① [e-Gov]手数料等領収確認のお知らせメール



② 申請案件情報画面

電子申請マイページ>申請案件一覧>申請案件状況

e-GOV 電子申請
お問合せ ヘルプ

マイページ
手続検索
手続ブックマーク
申請案件一覧
メッセージ
基本情報管理

申請案件状況

申請情報

製造番号	20260310170001849e
法人名	厚生0310株式会社
申請者氏名	薬部 太郎
手続名称	医薬品・医療機器等の申請に係る手数料/ 新医薬品製造販売承認（その1）（先の申請品目）+承認前検査料（動物試験対象） /新医薬品製造販売承認（その1）（先の申請品目）+承認前検査料（動物試験対象）
提出先組織	

ステータス：到達
[履歴一覧](#)

到達/補正日	審査開始	審査終了	手続終了	申請取下げ
2026年3月10日 17時00分				

メッセージ：1件

発行日時	種別	件名	発出元	取扱い状況
2026年3月10日 17時02分	納付	手数料等領収確認のお知らせ	厚生労働省	既読

公文書：0件

現在中の手続に関する公文書はありません。

納付情報：1件

納付番号	確認番号	収納機関番号	手続名	納付期間	納付金額	納付状況	電子納付
2210310170002181	012345	00100	ジ-エ-エフ	2026年3月20日	1776900円	納付済み	

[戻る](#)

(2)納付番号欄の入力

(ア)医薬品等電子申請ソフトの場合

最新の医薬品等電子申請ソフト(2026年版3月申請ソフト以降)をFD申請サイトよりインストールし、「共通ヘッダ」の手数料欄に追加された「納付番号」欄に、納付番号**数字16桁**を入力してください。それ以外の桁数または形式では受付できませんのでご注意ください。

FD 申請サイト: <https://web.fd-shinsei.mhlw.go.jp/index.html>

申請データ作成 (E01: [医薬品]製造販売承認申請書)

管理情報 共通ヘッダ 申請の別 承認番号及び承認年月日 名称 成分及び分量又は本質 別添規格 製造方法 用法及び用量 効能又は効果 審査方法及び有効期間 規格及び試験

様式 様式の別を示す記号 E01

提出先 提出先の別

提出年月日 元号 年 月 日 提出者・担当者情報の検索及び設定

提出者 業者コード 管理番号 郵便番号

住所 法人名ふりがな 法人名 代表者氏名ふりがな 代表者氏名

担当者 郵便番号 住所 氏名1ふりがな 氏名1 氏名2ふりがな 氏名2 連絡先 所属部署名等 電話番号 FAX番号 メールアドレス

委任製造販売業者 住所 法人名ふりがな 代表者氏名ふりがな 法人名 代表者氏名

再提出情報 再提出を示す記号 再提出 送達先種別 システム受付番号 再提出年月日 元号 年 月 日

手数料 手数料コード 納付番号 手数料入力 手数料金額

添付ファイル類情報 別添ファイル名 添付資料ファイル名 調査申請書ファイル名 添付ファイル類選択

通常モード 一括チェック 完了 キャンセル

(イ)医療機器 WEB 申請プラットフォーム(DWAP)の場合

電子納付が可能である手数料の申請書作成画面にて、上部の手数料欄に「納付番号」欄が追加されます。納付番号**数字 16 桁**を入力してください。

手数料コード HD2 手数料検索

新医療機器製造販売承認(クラスⅡ・Ⅲ)

手数料合計(国)	¥ 100000	条項	12条1項1号イ(3)	納付番号	
手数料合計(機構)	¥ 8620500				
審査	¥ 7766200	条項	33条1項1号イ(3)		
調査	¥ 854300	条項	33条2項1号イ		

医療機器製造販売承認申請書

医療機器WEB申請プラットフォーム(DWAP)

https://www.dwap.pmda.go.jp/dwap_shinpou/login/dwpMWK0010g.action

☑ 手続完了チェックリスト

- ☐ 申請予定の手続き名称(手数料コード)について e-Gov 電子申請を行った
- ☐ 電子納付を完了した
- ☐ ①「手数料等領収確認のお知らせ」または②申請案件情報画面を保存した
- ☐ 納付番号(16 桁)を正しく入力した
- ☐ PMDA への申請時に①または②を提出した(オンライン申請の場合は PDF ファイルを添付し、FD 申請または書面申請の場合は印刷した書面を同封した)

よくある質問

(1) e-Gov 電子申請の使い方が分からない

e-Gov を初めてお使いの方へのご案内もありますので、e-Gov 電子申請トップから「利用準備」へアクセスし、利用準備をお願いいたします。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/>

e-Gov 電子申請の使用方法は、e-Gov 電子申請のヘルプやお問い合わせをご確認ください。

➤ e-Gov 電子申請ヘルプ

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help>

➤ e-Gov ご利用ガイド

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide>

➤ e-Gov 電子申請お問い合わせ

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/contact>

➤ e-Gov 電子納付について

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/payment/about-payment>

➤ e-Gov 電子納付ヘルプ

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/payment/help/>

(2) e-Gov 電子納付ができる金融機関か事前に確認したい

e-Gov 電子納付の「金融機関一覧」をご確認ください。

➤ e-Gov 電子納付 > 金融機関一覧

<https://shinsei.e-gov.go.jp/Payment/sel/sel-page.jsp>

金融機関により利用できる納付方法に違いがある場合があります。また、国庫金のお取り扱いができない金融機関もあります。なお、ご利用可能な金融機関であっても、インターネットバンキングなど利用可能な納付方法、利用時間帯、支払い可能金額の上限には各金融機関ごとに制約があります。あらかじめ金融機関にご確認の上、ご利用ください。

(3) ペイジー以外は利用できないのか

電子納付については、デジタル庁が管理する e-Gov 電子納付を利用しているため、当該機能によることとなります。現状、e-Gov 電子納付がペイジーのみのため、電子納付方法はペイジー(インターネットバンキングや ATM)になります。

(4) 領収証書は発行されるか

電子納付を利用されたお支払いについては、法令の定めにより領収証書は発行されません。

Step1. [\(5\)申請内容確認:振込者氏名入力](#)で「申請内容を出力(PDF)」をクリックすると、納付明細書をダウンロードすることができます。

Step1. [\(6\)提出完了:電子納付へ](#)で「申請書控えダウンロード」を行うと、申請情報をダウンロードすることが可能です。

また、当該提出完了画面であれば、法人名、納付番号、ステータス等を確認することが可能です。

(5) e-Gov 電子申請完了から電子納付できる期限はどれくらいか

Step1. が完了し、納付番号発番から電子納付できる期限は 10 日になっております。10 日以内に納付をお願いいたします。10 日を過ぎた場合には、Step1. の手順で再度申請ください。

(6) PMDA への申請方法を問わず電子納付可能か

電子納付の手続きは e-Gov 電子納付を利用した電子申請になりますが、PMDA への申請書等の提出方法については、オンライン申請(電子申請)、FD 申請、書面申請どれでも可能です。

(7) PMDA への申請時に添付する資料の提出方法に指定はあるか

「手数料等領収確認のお知らせ」その他これに類する納付内容が確認できる書類については、オンライン申請による場合は、原則としてゲートウェイの提出種別を「その他」とした上でアップロード、FD 申請または書面申請による場合は、原則として申請書等と併せて印刷の上、PMDA へご提出ください。

(8) 納付完了から PMDA へ申請できる期限はどれくらいか

Step2. が完了した納付後であれば、納付済みであることは確定しているため、納付番号が失効することはありません。

ただし、納付情報と申請内容の確認を円滑に行うため、納付後は期間を空けずに申請を行ってください。なお、目安として 1 ヶ月以内の申請を推奨します。

(9) 都道府県・PMDA 宛手数料の納付番号を申請書に記載できるか

都道府県知事、地方厚生局長、または PMDA 理事長宛ての手数料・登録免許税については、納付番号欄の利用対象外です。これらは e-Gov 電子申請の対象外となるため、別途定められた方法で納付・申請手続きを行ってください。

本マニュアルの対象となる国手数料・登録免許税については「別紙：電子納付対象手数料・登録免許税一覧」をご参照ください。

なお、通知別紙の電子納付対象手数料の様式のみ、納付番号欄が入力可能となっております。医薬品等電子申請ソフトや DWAP では地方厚生局・都道府県宛の申請書に納付番号の入力できない(グレーアウトされているか納付番号欄自体がない)ため、申請書に納付番号を記載することが出来ません。

また、「納付番号」欄に何かしらの文字列(数値に限らず)が設定されていても、都道府県等は参

照や受付処理の判断に使用することはできません。

(10) 同額の手数料・登録免許税であれば、別の手続の申請に納付番号を使用できるか

使用できません。

e-Gov 電子納付は、申請時に選択した手続名称及び手数料コードごとに納付情報が紐付けられています。手数料額または登録免許税額が同額であっても、別の手続の申請に納付番号を使用することはできません。納付前に手続名称、手数料コード及び金額を必ずご確認ください。e-Gov で誤った申請を行った場合は、次の「誤って e-Gov 電子申請・納付した場合はどうなるか」をご確認ください。

(11) 誤って e-Gov 電子申請・納付した場合はどうなるか

Step1. e-Gov 電子申請での手続きのみを行い、Step2. 電子納付を完了していない場合は、手数料等は納付されていません。この場合、申請者側で当該手続きを取り下げることができないため、以下の照会先へ e-Gov 電子申請の到達番号(18桁の番号)を記載のうえ、誤って申請した旨をご連絡ください。また、改めて正しい方法により手数料等を納付してください。

なお、誤って e-Gov 電子申請し、手数料等を納付完了した場合には、当該納付は取り消すことができないため、改めて正しい方法により手数料等を納付していただく必要があります。e-Gov の仕様上一旦納付された手数料等については返金、取り消し処理はできません。電子納付後に収入印紙等による追加納付や差額納付へ変更することはできません。また、既に納付した手数料等の一部還付を行うこともできません。申請・納付手続きに際しては、慎重な確認の上、お手続きください。

【照会先】

<医薬品、医薬部外品、化粧品>

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課 許可管理係

E-mail: kyoka-yakushin●mhlw.go.jp

<医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品>

厚生労働省医薬局医療機器審査管理課 許可係

E-mail: kikika-kyoka●mhlw.go.jp

(※)送信の際は、「●」を半角のアットマークに置き換えてください。

(12) 複数品目・複数申請をまとめて納付できるか

できません。

e-Gov 電子納付は 1 申請につき 1 納付番号です。複数申請分をまとめて納付したり、同一納付番号を複数申請に使用したりすることはできません。

改訂履歴

改訂年月日	改訂箇所	改訂内容
2026 年 7 月 31 日		初版
2026 年 9 月 30 日	Step1.(4)	企業名入力時の注意点(代行者の場合、外字が含まれる場合)について追記
	Step2.(a)	申請担当者と支払担当者が異なる場合の説明を追記
	よくある質問	(12)複数申請の一括納付可否について追加